

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.39）

（検証対象期間：平成30年10月1日～平成31年3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の平成30年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につながる事が本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計2,732件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

平成31年（2019年）4月23日公表

4 第53回熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
（平成30年10月25日開催）で述べられた主な意見

・ゆりかごに預け入れられた子で身元が判明し、熊本市の児童相談所から居住自治体の児童相談所へケースを移管する場合、特に家庭引き取りの判断にあたっては、事後フォローの体制構築を求める等、移管後の支援について移管先の児童相談所へ何らかし示唆した方がよいのでは。

・ゆりかごで把握した子どもの状況や情報が大切。このような情報が適切に移管先の児童相談所へ伝わるのが大事。

・ゆりかごへの預け入れでなければ「保護責任者遺棄」になる事案もある。要保護児童の中でも特に慎重な取り扱いが必要である点について全国的な合意が必要だと考える。

○第54回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・開催日時：平成31年（2019年）4月23日（火）9：30～11：10

（委員名簿）

氏名	役職	備考(分野)
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏淵	熊本県養護施設協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科